



埼玉県報

第 2832 号
平成 28 年(2016 年)
9 月 13 日
火曜日

目次

告示

- 鴻巣市箕田土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 平成 28 年 9 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第千二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鴻巣市箕田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年九月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井 稔	埼玉県鴻巣市宮前四百八十一番地一
同	岡田 久男	同 八幡田五百八十四番地の一
同	篠崎 善吉	同 三ツ木百二十一番地
同	平田 敏徳	同 川面三十三番地
同	平賀 喜代治	同 箕田千八百九十七番地
同	中島 靖志	同 寺谷三百十八番地
同	倉林 忠行	同 市ノ縄二百四十一番地
同	岡安 茂夫	同 箕田三千七百九十三番地
監事	吉羽 清五	埼玉県鴻巣市市ノ縄百二十二番地
同	岡野 秀雄	同 稻荷町十三番十四号
同	堀越 復夫	同 八幡田六百五十九番地
同	小林 實	同 中井三十二番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	森田 勝海	埼玉県鴻巣市寺谷二番地一
同	吉羽 清五	同 市ノ縄百二十二番地
同	篠崎 善吉	同 三ツ木百二十一番地
同	平田 勉	同 川面九十六番地
同	平賀 徳重	同 箕田千八百九十八番地
同	金子 恒雄	同 八幡田六百十八番地二
同	松本 通彦	同 箕田三千九百三十五番地
同	新井 稔	同 宮前四百八十一番地一
監事	寺山 節男	同 寺谷八百十九番地
同	堀江 伸二	同 箕田三百五番地
同	森松 勝同	同 同四百二十八番地

同
成
塚
芳
夫
同
同
同
四
千
百
八
十
七
番
地

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―三―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市上彦名字仲仕込六百三十四番一 外四十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千二百九十八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

自動車保管場所証明電子化システム用機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年8月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

221,430,672円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年6月21日

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額
314,791,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年6月21日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年十二月二十一日

指令川建セ第二七〇〇六九〇号

二 検査済証番号

平成二十八年九月八日

川建セ第二八〇〇二五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千六百九番三、三千六百十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松山千六百八十四番地一(向台住宅二―三〇三)

滝本 雅之

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年九月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年九月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十九年当初教育局等職員人事異動方針について

ロ 平成二十八年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

ハ 平成二十八年度優秀な教職員の表彰について

ニ その他

告示

埼玉県選管告示第六十五号

平成二十八年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年九月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一一、七六一人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六一、〇〇三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六七、八〇五人
南第二区 川口市	一四六、二五六人
南第三区 さいたま市西区	二四、三七八人
南第四区 さいたま市北区	三九、九七八人
南第五区 さいたま市大宮区	三二、〇七五人
南第六区 さいたま市見沼区	四四、四九五入
南第七区 さいたま市中央区	二七、三三五入
南第八区 さいたま市桜区	二六、二八五人
南第九区 さいたま市浦和区	四三、二〇八人
南第十区 さいたま市南区	四九、七四六入

南第十一区	さいたま市緑区	三二、四九一人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、一七二人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七五、三〇三人
南第十四区	桶川市	二一、一六八人
南第十五区	北本市	一九、三六〇人
南第十六区	鴻巣市	三三、五六七人
南第十七区	志木市	二〇、四七一人
南第十八区	新座市	四五、二七三人
南第十九区	蕨市	一九、九八四人
南第二十区	戸田市	三五、六六〇人
南第二十一区	朝霞市	三七、〇九五入
南第二十二区	和光市	二二、〇四三人
西第一区	所沢市	九六、三一七人
西第二区	入間市	四一、七七六人
西第三区	飯能市	二二、九五〇人
西第四区	狭山市	四三、五四四人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、四八三人
西第六区	富士見市	三〇、四五六人
西第七区	川越市	九七、〇四六人
西第八区	日高市	一五、八〇六人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、七二七人
西第十区	坂戸市	二七、九三三人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、四六一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、七九七人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、五八九人
北第一区	秩父市	一八、三〇三人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、八九〇人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三四、一七八人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五三、一一七人
北第五区	熊谷市	五六、二六六人
東第一区	行田市	二三、四六八人
東第二区	羽生市	一五、四九九人
東第三区	加須市	三二、〇七三人
東第四区	久喜市	四三、六〇二人

東第五区	蓮田市	一七、七四七人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二三五人
東第七区	春日部市	六六、八七六人
東第八区	越谷市	九三、〇七四人
東第九区	八潮市	二三、五三五人
東第十区	三郷市	三八、一一七人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、九九二人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、四二九人